

区長報告第四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十四年八月二十三日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十四年九月十三日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解

二 事件の要旨

平成二十四年八月二日、港区高輪四丁目十一番付近の国道十五号道路上において、相手方（以下「甲」という。）所有の乗用車が清掃車に追突した交通事故により、当該清掃車が損傷した。

三 和解条項

甲及び港区（以下「乙」という。）間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処
理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、七万四千五百六十一円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの
債権債務のないことを相互に確認する。